

日 程 表

平成 2 8 年 6 月 1 日 定例会

日 程	番 号	題 名	頁
第 1		会期の決定について	
第 2		会議録署名議員の指名について	
第 3	選挙第1号	議長選挙について	
第 4	選任第1号	常任委員会の委員の選任について	
第 5	報告第1号	専決処分報告について（平成 2 7 年度柏原羽曳野藤井寺消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について）	
第 6	報告第2号	専決処分報告について（職員の給与に関する条例等の一部改正について）	
第 7	報告第3号	専決処分報告について（柏原羽曳野藤井寺消防組合行政不服審査会条例の制定について）	
第 8	報告第4号	専決処分報告について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について）	
第 9	報告第5号	専決処分報告について（職員の給料月額の特例に関する条例の制定について）	
第10	報告第6号	専決処分報告について（職員の旅費に関する条例の一部改正について）	
第11	報告第7号	専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	
第12	議案第8号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
第13	議案第9号	職員の厚生制度に関する条例の制定について	
第14	議案第10号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	
第15	議案第11号	柏原羽曳野藤井寺消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	

平成 2 8 年

第 2 回定例会会議録

平成 2 8 年 6 月 1 日開催

柏原羽曳野藤井寺消防組合議会

平成28年柏原羽曳野藤井寺消防組合議会

第2回定例会

- 1 平成28年6月1日（水）午前10時00分より柏原羽曳野藤井寺消防組合議場において開催

1 出席議員

1 番	中村保治	2 番	通堂義弘
3 番	西野廣志	4 番	岸野友美子
5 番	田仲基一	6 番	中路新平
7 番	奥山 渉	8 番	若林信一
9 番	田中光春	10 番	中野広也
11 番	吉田恭輔	12 番	石田隼人

1 出席理事者

管理者	中野隆司	副管理者	北川嗣雄	副管理者	國下和男
消防長	角井洋一				

1 事務局員

土堤内清次 河井賀文 芳本健志 芝池清隆 藤井昇仁 松浪洋介
谷口信次 中野 栄

1 議事

副議長（中村保治議員）

それでは、ただ今より柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会を開催いたします。

本日は、平成28年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして厚くお礼申し上げます。

本定例会の運営にあたりまして、円滑なる議事進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、開会にあたりまして管理者から挨拶を受けすることにいたします。

管理者（中野隆司）
議長

副議長（中村保治議員）
管理者

管理者（中野隆司）

皆さん、おはようございます。梅雨に入ろうとするこの時期、ご多忙の中、ご参席を賜りまして、第2回の柏羽藤消防定例会を開催させていただきます。上程しました案件につきまして、ご審議そして、ご決定を賜りますこと、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（中村保治議員）

ありがとうございました。それでは、今回、藤井寺市において役員改選がございましたので、新たに組合議員に就任されました、藤井寺市選出議員の自己紹介をお願いいたします。

議員（西野廣志議員）
西野です。よろしくお願ひいたします。

議員（中路新平議員）
中路新平と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議員（田中光春議員）
田中光春でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議員（石田隼人議員）
石田隼人でございます。よろしくお願ひいたします。

副議長（田中光春議員）

ありがとうございました。ただ今の出席議員12名、定足数に達しております。よって、ただ今から平成28年第2回柏原羽曳野藤井寺消防組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議に入ります。

この度、組合議員にご就任されました藤井寺市選出議員の議席の指定を行います。3番 西野廣志議員、6番 中路新平議員、9番 田中光春議員、12番 石田隼人議員、以上のとおり各議員の議席を指定いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において、12番 石田隼人議員、1番 私、中村保治を指名いたします。

次に、日程第3、選挙第1号議長選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。指名は私から行うこととさせていただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ご異議なしと認めます。

よって、私から指名をいたします。消防組合議会議長に、藤井寺市から選出されております、田中光春議員を指名いたします。お諮りします。

ただ今指名をいたしました、田中光春議員を議長の当選人と定めることに、

ご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ご異議なしと認めます。

よって、田中光春議員が満場一致をもって当消防組合議会議長に当選されました。ただ今当選されました、田中光春議員に、本席から会議規則第31条第2項により告知いたします。

それでは、田中光春議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

議長（田中光春議員）

ただ今、先輩、同僚議員の皆様からご選挙いただき、議長という大命を拝しました田中光春でございます。よろしくお願い申し上げます。

元より、力もございませんので、皆様の力をお借りして、三市市民の防災、そして消防行政に一步でも前進するよう頑張っていく所存ですので、どうか理事者の皆様方もご協力よろしくお願い申し上げまして、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（中村保治議員）

ありがとうございます。私の副議長としての任務はこれで終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長（田中光春議員）

議長の田中光春でございます。円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますが、なにぶんにも不慣れでございますので、皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきます。

次に、日程第4、選任第1号常任委員会の委員の選任についてを議題いたします。本件につきましては、この度、消防組合議員に選出されました藤井寺市選出議員各位を対象とさせていただきます。お諮りします。

本件につきましては、私からの指名による選任とすることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、私から指名をいたします。

総務委員会委員に、西野廣志議員、警防委員会委員に、中路新平議員、石田隼人議員以上の方々を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員は、それぞれの常任委員会委員に選任されました。

次に、日程第5、報告第1号 専決処分報告についてを議題といたします。
理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第1号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案書の3ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「平成27年度柏原羽曳野藤井寺消防組合一般会計補正予算（第2号）」でございます。

議案書の4ページをご覧ください。

今回の補正は、人事院勧告の実施に伴うものでございまして、歳入歳出それぞれ2,970万円を増額補正いたしまして、補正後の歳入歳出それぞれ28億8,521万6千円とするものでございます。

5ページ以降の、補正予算（第2号）説明書にて内容をご説明申し上げます。議案書の10ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組分担金でございますが、2,970万円を増額いたしまして、補正後予算

額 26 億 937 万 9 千円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 11 ページをお開き願います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございますが、20 万円を増額いたしまして、補正後予算額、8,667 万 8 千円とするものでございます。

次に、款 3 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費でございますが、2,950 万円増額いたしまして、補正後予算額、25 億 4,751 万円とするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 2,970 万円を増額補正いたしまして、補正後の歳入歳出それぞれを 28 億 8,521 万 6 千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第 5、報告第 1 号 専決処分報告について承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、報告第 1 号 専決処分報告については、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第 6、報告第 2 号 専決処分報告についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第2号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案書の14ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「職員の給与に関する条例等の一部改正について」でございます。

今回の条例改正は、平成27年度の人事院勧告の実施に伴うものでございます。人事院勧告に伴う法律改正が平成28年1月20日に国会で可決、成立いたしました。このことを受けまして、地方公務員法第14条の情勢適用の原則に則り、国家公務員の給与改正に準じ対応をされた管理市にあわせて改正をしております。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

議案書16ページをお開き願います。

第1条では、平成27年度の勤勉手当の月数を0.1カ月分引き上げるため、職員の給与に関する条例第23条第2項中、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の85に改め、同じく再任用職員については、0.05か月分引き上げるため、100分の35から100分の40に改めるものでございます。

また、勤勉手当の率の改正に伴い、同条例附則第10項中の勤勉手当の総額から減額すべき額を算出する率の改定を行うものでございます。

次に、別表の改正は、平成27年4月1日に遡って適用される給料表で、議案書の17ページから19ページまででございます。説明は省略させていただきますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

議案書20ページをお開き願います。

続きまして、第2条では、平成28年度以降の勤勉手当の月数を0.1カ月分引き上げるため、同条例第23条第2項中、6月期と12月期の勤勉手当の支給割合を100分の80に改め、同じく再任用職員については、0.05カ月分引き上げるため、100分の37.5に改めるものでございます。

続きまして、第3条では職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

で規定している地域手当率の経過措置につきまして、平成28年3月31日で終了するように改正するとともに、平成27年4月に遡り、現行の6%を7%と改正することとしております。

なお、附則において、改正条例の施行日及び適用日を定めるとともに、給料の切替えに伴う経過措置等を定めております。以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第6、報告第2号 専決処分報告について承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分報告については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第3号 専決処分報告についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第3号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案

書の 22 ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「柏原羽曳野藤井寺消防組合行政不服審査会条例の制定について」でございます。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴うものでございます。

行政不服審査法は、訴訟に比べ簡易迅速な救済方法として行政庁に対する不服申立ての制度を定め、適正な行政運営を確保しようとするものでございますが、この度、行政不服審査法制定以来 50 年ぶりに抜本的な改正が行われました。

主な改正点は、不服申立ての類型を審査請求に一元化したこと、審理員制度及び第三者機関への諮問手続を導入したこと、不服申立て前置を見直したこと、不服申立て期間を延長したことなどがございます。

これらのうち、審理員制度及び第三者機関への諮問手続の導入につきましては、審査請求の審理手続きにおいて、処分に関与していない職員を審理員として指名して審理を行わせ、さらに審理員による裁決のための意見書を条例で設置する第三者機関に諮問する制度を創設するものでございます。

柏原羽曳野藤井寺消防組合行政不服審査会条例の制定につきましては、この第三者機関を設置するための条例でございます。

先ほどご説明申し上げました審理員の意見書が妥当であるか否か諮問を受け答申するための審査会を設置するものでございます。

議案書の 24 ページをお開き願います。

第 1 条では、この条例の趣旨として、行政不服審査法第 81 条第 4 項の規定により審査会の組織及び運営について定めるものとしております。

第 2 条以下で委員の人数や任期等審査会の組織及び運営について規定しております。

議案書の 25 ページをお開き願います。

附則につきましては、第 1 項で施行日は行政不服審査法の改正と同様に平成 28 年 4 月 1 日とさせていただきましたことから、管理市の柏原市に準じて、今回専決させていただきました。

附則第 2 項では、最初に開かれる会議までの会長の職務を定めております。附則第 3 項では、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、委員の報酬を 2 万円と定めるものでございます。以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第7、報告第3号 専決処分報告について承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分報告については、
原案通り承認することに決しました。

次に、日程第8、報告第4号 専決処分報告についてを議題といたします。
理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第4号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案書の26ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、法令番号や関係条項の整理、字句の整理、特例規定を置くなど管理市の柏原市にあわせて改正を行ったものでございます。

議案書の 28 ページをお開き願います。

第 1 条の職員の給与に関する条例の一部改正及び第 2 条の職員手当に関する条例の一部改正につきましては、条文中で引用されている法令番号及び条項を改めるものでございます。

次の第 3 条柏原羽曳野藤井寺消防組合情報公開条例の一部改正及び第 4 条柏原羽曳野藤井寺消防組合個人情報保護条例の一部改正につきましては、字句の整理以外に 2 点改正がございます。

1 点目は審理員制度の適用を除外するものでございます。

情報公開制度及び個人情報保護制度にあっては、従来から不服申立てがあったときには外部委員で構成される審査会に諮問し、その答申を踏まえて決定や裁決を行ってまいりました。このため、改正後の行政不服審査法が求めている公正性の確保の水準を既に満たしていると考えられることから、同法第 9 条第 1 項の規定により両条例に審理員制度の適用を除外する規定を置くものでございます。

2 点目は、不服申立て先の一元化でございます。

行政不服審査法により、不服申立ての類型が審査請求に一元化されたことから、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査請求先を管理者と定めるものでございます。

このほか、不作為行為を審査請求の対象に加えることや他の条例と同様に字句の整理を行っております。

情報公開条例の改正文については議案書の 28 ページから 30 ページまで、個人情報保護条例の改正文については議案書の 30 ページから 31 ページまでに記載しております。

次に 32 ページの第 5 条人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、不服申立ての字句を審査請求に改めるものでございます。附則第 1 項で、この条例の施行日を行政不服審査法の施行日である平成 28 年 4 月 1 日と定め、第 2 項及び第 3 項で情報公開条例及び個人情報保護条例の経過措置を定めております。以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声おこる)

ないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第8、報告第4号 専決処分報告について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声おこる)

ご異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分報告については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第5号 専決処分報告についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第5号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案書33ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「職員の給料月額の特例に関する条例の制定について」でございます。

職員の給料カットについて、管理市の柏原市に準じて、制定させていただいたものでございます。

議案書35ページをご覧ください。

第1条第1項では、減額の期間を平成28年4月1日から平成30年3月31日までとし、この期間中は、給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される、議案書中段にございます表の左の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞ

れ右の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる旨を規定しております。

第2項では、減額期間中の職員の勤務1時間あたりの給与について、第1項の規定により減額された給料月額に基づいて算定することを定めております。

第3項では、減額期間中の休職者の給料について定めております。

次に、第2条は、端数計算についての規定でございます。

第3条では、減額期間におきまして、職員の給与に関連する他の3つの条例の給料月額の支給について、第1条及び第2条の規定を適用することを定めております。

第4条では、減額期間において課長級以上の55歳以上の職員に対する給与削減措置の適用を除外することとしております。

第5条は、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める規定でございます。

最後に附則において、この条例は、平成28年4月1日から施行すると規定しております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第9、報告第5号 専決処分報告について承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分報告については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第10、報告第6号 専決処分報告についてを議題といたしま

す。

理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第6号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案書37ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「職員の旅費に関する条例の一部改正について」でございます。

改正理由といたしましては、管理市の柏原市に準じ歳出削減の取組みの1つとして旅費の見直しを行い、日当・食卓料を廃止するとともに宿泊料を減額することから、職員の旅費に関する条例の一部改正を専決させていただいたものでございます。

それでは、主な改正内容を説明させていただきます。

議案書39ページをお開き願います。

当消防組合では想定できない帰住の場合の旅費支給の規定を廃止いたします。

次に日当の廃止について、特別職3,000円、一般職2,000円の日当を廃止いたします。

次に鉄道賃の見直しですが、国家公務員の基準に合わせて見直しを行っております。

議案書39ページから40ページをご覧ください。

条例第12条第1項を改めまして、急行列車の支給基準を見直し、特別急行列車片道170キロメートル以上を片道100キロメートル以上に、普通急行列車の場合は、片道100キロメートル以上を片道50キロメートル以上に改正しております。

また、現在規定がない座席指定料金の規定を新たに設けるもので、特別急行列車又は普通急行列車とも片道100キロメートル以上としております。

次に、船賃の見直しでございますが、現行は職階により区分をしておりますが、どの職階でも同一の料金になるよう職務の等級による区分を廃止しております。

運賃の等級を3階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃に、また、2階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃に改正し、同一階級内の運賃をさらに2つ以上に区分する船舶の場合は、最下級の運賃となるよう改正いたします。

次に、食卓料の廃止でございますが、一夜につき2,000円の食卓料を廃止いたします。

次に、宿泊料でございますが、議案書40ページ下段の第17条中、特別職員、職員ともに15,000円の宿泊料を特別職員は13,200円に、職員は8,700円に減額いたします。

以上が職員の旅費に関する条例の一部改正の概要でございます。なお、附則において、この条例は、平成28年4月1日から施行するものと規定しております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第10、報告第6号 専決処分報告について承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分報告については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第7号 専決処分報告についてを議題といたします。

理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

報告第7号「専決処分報告について」をご説明させていただきます。議案書42ページをお開き願います。

専決させていただいた内容は「損害賠償の額の決定及び和解について」でございます。

これは、地方自治法第180条第1項及び管理者の専決処分事項の指定により、平成28年4月8日に専決処分をいただいたことについて報告するものでございます。

43ページをお開き願います。本件の概要ですが、平成28年3月15日19時36分覚知の羽曳野市伊賀3丁目15番地先の集合住宅で発生した救急事案において、患者搬送中に救急隊員が、玄関フロア一壁面に救急隊員の頭部をぶつけたことにより、壁面を破損させたものでございます。損害賠償の相手方は、羽曳野市島泉2丁目6番地先に所在の、建物の所有者で、損害賠償の額は、9万5,040円でございます。

なお、平成28年4月9日付にて相手方との示談は成立し和解に至っております。なお、賠償金につきましては4月20日消防業務賠償責任保険から支払われております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので質疑を終結いたします。なお、この報告第7号につきましては、地方自治法第180条の規定による報告のみで、議決対象ではございません。

次に、日程第12、議案第8号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

議案第8号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」をご説明させていただきます。

議案書の44ページをお開き願います。

改正の理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法が平成28年4月1日に改正されることに伴うものでございます。

次の45ページをお開き願います。

改正を行なう関係条例が複数ございますので条立てで規定いたしております。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

地方公務員法第24条第6項の規定が第5項へ繰り上げされるため、同条例第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものでござい

ます。

次に、同法第25条第3項に、「等級別基準職務表」が加えられたため、同条例第3条第2項中、「管理者が定める」を「別表第2に定めるとおりとする」に改め、別表第2の等級別基準職務表を新たに加えております。

次の46ページをご覧ください。

第2条は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。内容につきましては、字句の修正等を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第12、議案第8号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正については、原案通り可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしとみとめます。よって、議案第8号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正については、原案通り可決することといたします。

次に、日程第13、議案第9号 職員の厚生制度に関する条例の制定についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

議案第9号「職員の厚生制度に関する条例の制定について」をご説明させていただきます。

議案書の47ページをお開き願います。

制定の理由といたしましては、社団法人大阪府市町村職員互助会が解散し、全ての処理が平成26年度に終了いたしましたことから、当消防組合条例中の社団法人大阪府市町村職員互助会の規定の削除を行うとともに、職員の厚生制度に関して見直しを行うもので、職員の共済制度に関する条例を廃止し、新たに職員の厚生制度に関する条例を制定し、管理市の柏原市と同様の規定を設けるものでございます。

次の48ページをご覧ください。

条例の内容でございます。

第1条では条例の趣旨を、第2条では厚生制度の対象となる職員を規定しております。

第3条では厚生事業を柏原羽曳野藤井寺消防組合職員厚生会に行わせることができる旨を定めております。

第4条では、消防組合は職員から徴収する会費と同額以内の額で、予算の範囲内で補助することができる旨を定めております。

第5条では、職員厚生会の事業に職員に従事させることや、消防組合の施設を利用させることができる旨を定めております。

第6条では、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定めることとしております。

なお、附則第1項では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

また、附則第2項では、職員の共済制度に関する条例を廃止しております。

次の49ページをお開き願います。

附則第3項では、職員の給与に関する条例中の社団法人大阪府市町村職員互助会に関する規定の削除を定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいりませぬ、質疑ございませぬか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第13、議案第9号 職員の厚生制度に関する条例の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませぬか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号 職員の厚生制度に関する条例の制定については、原案どおりに可決することといたします。

次に、日程第14、議案第10号 議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

議案第10号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」をご説明させていただきます。

議案書の50ページをご覧ください。

改正理由といたしましては、同一事由による傷病補償年金と障害厚生年金給付の両方を受給する場合の併給調整率に変更され、地方公務員災害補償法施行令の一部改正がなされるため、同施行令を基に規定しております議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について必要な改正を行なうものでございます。

それでは、次の51ページをお開き願います。

改正の内容といたしましては、調整率を規定している附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中のうち、同一の事由で障害厚生年金が併給される場合の労災年金にあたる傷病補償年金の調整率を「0.86」から「0.88」に変更するものでございます。なお、附則第1項において、条例の施行日は公布の日からとし同施行令の施行日である平成28年4月1日からの適用とするものでございます

第2項では、経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申しあげます。以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

これより質疑にはいります、質疑ございませんか。

（質疑なしの声おこる）

ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

日程第14、議案第10号 議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案どおりに可決することといたします。

次に、日程第15、議案第11号 柏原羽曳野藤井寺消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。理事者より説明を求めます。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

議案第11号「柏原羽曳野藤井寺消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明させていただきます。

議案書の52ページをご覧ください。

当消防組合公平委員会委員の朝田一三氏が、平成28年4月11日に藤井寺市公平委員会委員長を退任され國下博氏に交代されたことにより、当消防組合公平委員会委員を國下博氏にお願いするものでございます。

住所は、藤井寺市古室1丁目6番12号、生年月日は、昭和28年5月22日でございます。

略歴につきましては、52ページから53ページにかけて記載いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（田中光春議員）

説明は終わりました。

本件につきましては、質疑を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第15、議案第11号 柏原羽曳野藤井寺消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声おこる）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 柏原羽曳野藤井寺消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決しました。

以上で付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成28年柏原羽曳野藤井寺消防組合第2回定例会を閉会いたし

ます。本日は慎重なるご審議誠にありがとうございました。提出されました案件はすべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきましたことを心からお礼申し上げます。

なお、消防長より発言を求められております。

消防長（角井洋一）

はい

議長（田中光春議員）

消防長

消防長（角井洋一）

恐れ入ります、貴重なお時間をお借りしまして、柏原羽曳野藤井寺消防組合総合計画の策定についてご説明をさせていただきます。

理事者をはじめ、組合議会議員各位のご支援、ご協力により本年10月1日より現在、当消防組合で運用しております救急隊6隊から1隊増隊していただき、7隊運用させていただくこととなりました。

毎年右肩上がりで増加をしております救急出場件数は、平成27年中で12,820件、救急現場までの平均到着時間7分27秒、病院到着までは平均35分43秒かかっておりましたが、救急隊を増隊していただいたことにより、現場到着までの時間を短縮することが思慮されることから、今後、今まで以上の救命率の向上が図られるものと考えております。また、平成18年度より行財政改革に取り組み、現在までに一定の効果を上げております。その中で、羽曳野出張所をはじめとして今後築40年を越える庁舎が増えてくることから、修繕料もかかることは明白でありますことから、平成28年度より次の項目を主として当消防組合の総合計画と位置付けて取り組みたいと考えております。

1. 消防庁舎の現状と移転・改修計画につきましては、当消防組合は、1本部、1署、1分署、4出張所の6署所により各種災害対応をはじめ防火・防災に取り組んでおりますが、その中で羽曳野出張所が築44年以上経過しており、最近では庁舎の老朽化が進み業務運用に支障が出てきておりますことから、早期のうちに建て替えが必要であります。またそれに伴います移転

もしくは分散配置も検討する必要があります。また、藤井寺分署の雨漏りによる防水工事、本年度は本部庁舎の雨漏りによる防水工事を行う予定であることから、6署所全般に対する修繕計画も立案する必要があります。

2. 定員管理につきましては、平成5年11月に職員定数が253名に引き上げられて以来、21年間以上引き上げが行われておりませんでした。平成27年2月に265名としていただき、救急隊の1隊増隊が実現する運びとなりました。しかし、年金支給開始年齢の引き上げにより、再任用制度が開始され定年退職後も、希望者は再任用として勤務が可能となりました。このことにより、フルタイム再任用者は職員定数内に入ることから、新規採用職員の採用抑制になります。今後、再任用者の雇用及び勤務体制も考え必要最小限度の人員で最大の効果を上げられるように定員管理を行う必要があります。

3. 消防指令システム更新等長期的な投資的経費の執行計画につきましては、消防指令システムの更新、消防車両の更新等投資的経費の平準化を図る計画が必要です。

今述べました計画を主として当消防組合としての総合的計画を策定するためには、当消防組合単独では行うことは叶わないことから、構成3市、特に危機管理室のご理解・ご協力を得た上で本年10月よりプロジェクトチームを立ち上げ約1年の時間を頂き、10年・20年先を見据え、3市市民に安心・安全を与えられるような長期的総合計画を策定したいと考えております。よろしくご理解ご協力をお願いいたします。以上でございます。

議長（田中光春議員）

なお、事務担当者より連絡がありますので、引き続きご協力をお願いいたします。

事務局（土堤内清次）

事務局からご連絡申し上げます。消防組合議会視察研修についてでございますが、本年は、日時、平成28年7月28日木曜日、29日金曜日の両日を考えております。消防本部を8時30分に出発予定でございます。

場所につきましては、28日木曜日、愛知県春日井市消防本部にて、指令台の見学を検討しております。翌日29日金曜日には、三重県四

日市市消防本部にて、指令台、防災備蓄倉庫、特殊車両等の見学を考えております。行程はバスにて移動を考えております。また、詳細等につきまして、は現在調整中ございまして、決定しだい皆様方に出欠の有無を含めまして、ご連絡、通知申し上げます。以上でございます。

議長（田中光春議員）

ご協力ありがとうございました。これで散会とさせていただきます。

（閉会 10：43）

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

消防組合議長（田中議長）

消防組合議員（石田議員）

消防組合議員（中村議員）